

株式会社古川製作所 行動計画

女性活躍推進法に基づき、女性が長期継続的に活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年2月1日～令和12年1月31日

2. 内容

目標1 (女性活躍推進法)

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供として、新卒採用者の中、毎年20%を女性の採用とする。

令和8年4月：新卒採用予定者10名（内2名女性）

令和9年4月：新卒採用予定者10名（内2名女性）

令和10年4月：新卒採用予定者10名（内2名女性）

令和11年4月：新卒採用予定者10名（内2名女性）

目標2 (次世代育成支援推進法)

男性従業員に対する育児支援を推進し、男性の育児休業取得率を50%以上にする為、男性従業員の育児休業取得事例等を該当社員に説明し、男性従業員が育児休業を取得しやすい環境作りを行う。

目標3 (女性活躍推進法、次世代育成支援推進法)

毎月、部門毎に時間外・休日労働時間が45時間を超える見込みのある従業員を確認することで、36協定の遵守の他、職業生活と家庭生活の両立を支援する。